

藤岡市農業委員会  
令和4年第7回  
定例会議事録

令和4年7月5日招集

## 令和4年藤岡市農業委員会第7回定例会議事録

令和4年7月5日、藤岡市農業委員長 秋山 幸夫は、令和4年藤岡市農業委員会第7回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

### [会議に付した議案]

- 議案第 37号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第 38号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第 39号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第 40号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について  
議案第 41号 農用地利用配分計画（案）について  
議案第 42号 農業委員会の適正な事務実施について  
議案第 43号 藤岡農業振興地域整備計画（重要変更）に対する意見について  
報告第 13号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について  
報告第 14号 農地法関係出願等について

### [出席農業委員]（13名）

- |      |        |      |       |      |       |      |       |
|------|--------|------|-------|------|-------|------|-------|
| 1 番  | 秋山 幸夫  | 2 番  | 宮澤 一夫 | 3 番  | 清水 文江 | 4 番  | 浦部 隆  |
| 5 番  | 浅見 健司  | 6 番  | 折茂 新一 | 8 番  | 関根 隆雄 | 9 番  | 折茂 高弘 |
| 10 番 | 金澤 貞夫  | 11 番 | 岩下 次夫 | 12 番 | 茂木 由子 | 13 番 | 山口 暁  |
| 14 番 | 福田 俊太郎 |      |       |      |       |      |       |

### [出席農地利用最適化推進委員]（なし）

### [事務局]

- |         |       |        |       |
|---------|-------|--------|-------|
| 事務局 長   | 塚本 良  | 事務局 次長 | 宮本 佳洋 |
| 次長補佐兼係長 | 瀧澤 透  | 主 任    | 牧 眸美  |
| 主 任     | 笠原 諒亮 |        |       |

（開会13時28分）

事務局次長 ただ今より令和4年第7回定例会を進行させていただきます。  
本日も引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、推進委員さんのご出席はご遠慮いただいております。また下審査につきましては、東庁舎の2階会議室を用意しております。2班の委員さんにおかれましてはこの後、移動をお願いします。本日の「議案第 43号 藤岡農業振興地域整備計画（重要変更）に対する意見について」の説明の際には、農政課の担

当職員が入室をいたしますので、ご了承をお願いいたします。また、本日は皆様のお手元にタブレットをご用意致しました。今後は紙ベースと併用して皆さんに使って頂き、便利な部分とそうでない部分を感じて頂ければと思います。それでは開会に当たりまして、秋山会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局次長      ありがとうございました。それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

議長             それでは、ただ今より、令和4年第7回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数13名中、出席委員13名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。13番山口委員、14番福田委員の両名をお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。議案第37号農地法第3条の規定による許可申請について、議案第38号農地法第4条の規定による許可申請について、議案第39号農地法第5条の規定による許可申請について、以上3議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この3議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査については、一覧表のとおりとしておりますのでよろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(休憩13：36)

(再開14：24)

議長             休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第37号農地法第3条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長         報告いたします。議案第37号農地法第3条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番の1件です。整理番号1番は、市外のIさんが、新規就農し農業経営を行うため、森新田の農地4筆、3,697㎡を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書17ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第37号整理番号1番について1班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第37号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第37号整理番号1番は許可と決定します。続きまして、議案第38号農地法第4条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第38号農地法第4条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番の1件です。整理番号1番は、鬼石のHさんが、鬼石の農地を一般住宅用地及び露天駐車場用地として転用するもので、農地2筆、面積は947㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第38号整理番号1番について1班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第38号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第38号整理番号1番は許可と決定します。続きまして、議案第39号農地法第5条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第39号農地法第5条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番から4番の4件です。整理番号1番は、市外の法人が、立石の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地3筆、面積は587㎡、農地区分は第

2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号2番は、市外の法人が、立石新田の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地1筆、面積は1,002㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号3番は、市外の法人が、中の農地を賃貸借し、店舗用地（コンビニエンスストア）として転用するもので、農地7筆、面積は2,897㎡、農地区分は第1種農地として判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号4番は、中のTさんが、中の農地を売買で取得し、露天資材置場用地として転用するもので、農地1筆、面積は329㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長

議案第39号整理番号1番から4番について1班の班長さんより報告がありました。はじめに整理番号1番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第39号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第39号整理番号1番は許可と決定します。次に、整理番号2番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第39号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 39 号整理番号 2 番は許可と決定します。次に、整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(岩下委員挙手)

議長 はい、岩下委員おねがいします。

岩下委員 場所が良く分からないのですが、長瀬バイパスの北側ですか？

事務局 中上大塚線です。道を西南の方向へ進んだところで、工場の終わりころの左側です。

岩下委員 賃料はどのくらいですか？

事務局 年間賃料は■■■■円です。

議長 他に意見はありますか。それでは意見もないようですので採決します。議案第 39 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 39 号整理番号 3 番は許可と決定します。次に、整理番号 4 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 39 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 39 号整理番号 4 番は許可と決定します。続きまして、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 39 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 5 番から 9 番の 5 件です。整理番号 5 番は、市外の法人が、小林の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル

設置用地として転用するもので、農地 2 筆、面積は 2,962 m<sup>2</sup>、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 6 番は、森の K さんが、上大塚の農地を売買で取得し、指定集落内の専用住宅用地として転用するもので、農地 4 筆、面積は 348 m<sup>2</sup>、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 7 番は、藤岡の J さんが、上大塚の農地を売買で取得し、指定集落内の専用住宅用地として転用するもので、農地 2 筆、面積は 175 m<sup>2</sup>、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 8 番は、市外の法人が、牛田の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 990 m<sup>2</sup>、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 9 番は、市内の法人が、鮎川の農地を賃貸借で借り受け、東平井工業団地排水路設備工事の現場事務所及び資機材仮置き場用地として一時転用するもので、農地 1 筆、面積は 1,616 m<sup>2</sup>、農地区分は農振ですが一時転用のため問題ありません。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 第 39 号整理番号 5 番から 9 番について 2 班の班長さんより報告がありましたが、はじめに整理番号 5 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 39 号整理番号 5 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 39 号整理番号 5 番は許可と決定します。次に、整理番号 6 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 39 号整理番号 6 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 39 号整理番号 6 番は許可と決定します。次に、整理番号 7 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 39 号整理番号 7 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 39 号整理番号 7 番は許可と決定します。次に、整理番号 8 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 39 号整理番号 8 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 39 号整理番号 8 番は許可と決定します。次に、整理番号 9 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 39 号整理番号 9 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 39 号整理番号 9 番は許可と決定します。続きまして、議案第 40 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 　　ただ今、議案第 40 号について事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 　　特に意見もないようですので、採決します。議案第 40 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 　　挙手全員でありますので、議案第 40 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画については、原案のとおり決定します。続きまして、議案第 41 号農用地利用配分計画（案）について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 　　ただ今、議案第 41 号について事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 　　特に意見もないようですので、議案第 41 号農用地利用配分計画（案）について、特に意見なしということによろしいですか

(異議なし)

議長 　　異議なしと認め、議案第 41 号農用地利用配分計画（案）については、そのように決定します。続きまして、議案第 42 号農業委員会の適正な事務実施について上程します。事務局より説明願います

(説明終了)

議長 　　ただ今、議案第 42 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長 特に関見もないようですので、採決します。議案第 42 号農業委員会の適正な事務実施について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 42 号農業委員会の適正な事務実施については原案のとおり決定します。次に、議案第 43 号藤岡農業振興地域整備計画（重要変更）に対する意見について上程します。農政課より担当者が来ておりますので説明をお願いします。

(説明終了)

議長 ただ今議案第 43 号について農政課の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に関見もないようですので、議案第 43 号藤岡農業振興地域整備計画（重要変更）に対する意見について、特に関見なしということによろしいですか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、議案第 43 号藤岡農業振興地域整備計画（重要変更）に対する意見については、そのように決定します。

(農政課退室)

議長 続きまして、報告第 13 号・14 号を一括して上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 ただ今、報告第 13 号・14 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、以上をもちまして、令和4年第7回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(閉会 14時58分)